

屋外広告物法（昭和 24 年法律 189 号）第 7 条第 4 項の規定により
広告物及び掲出物件を除却し、同法第 8 条第 1 項の規定により保管し
たので、同条第 2 項並びに一宮市屋外広告物条例（第 22 条第 1 項か
ら第 3 項）までの規定により、次のとおり告示する。

令和8 年 9 月 28 日

一宮市長 中野 正康

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
別添保管広告物等一覧表簿の「除却広告物等の名称又は種類」欄
及び「数量」欄に記載のとおり
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告
物又は掲出物件を除却した日時
別添保管広告物等一覧表簿の「表示又は掲出の場所」欄、「除却の
日」及び「除却した時間」欄に記載のとおり
- 3 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
別添保管広告物等一覧表簿の「保管を始めた日時」欄及び「保管
場所」欄に記載のとおり
- 4 返還する期間
告示の日から起算して 2 週間以内
- 5 保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事
項
一宮市まちづくり部公園緑地課において誓約書及び受領書と引換
えに返還
- 6 連絡先
一宮市まちづくり部公園緑地課緑化・景観グループ

様式3

保管廣告物等一覽表簿

除 却 の 日										処理状況		
整理番号	除却した時間	所有者等（又は広告主）の名前	所有者等（又は広告主）の住所及び電話番号	除却広告物等の名称又は種類	数量	表示又は掲出の場所	表示の内容	保管場所	保管を始めた日時	通知	返還	廃棄
H1-1	9月2日	新築戸建		立看板	1	萩原町林野	新築戸建	公園緑地課	9月17日			
	9:30	萩原町林野					敷地70坪	濃尾跨線橋下	10:00			
H1-2	9月2日	新築戸建		立看板	1	萩原町林野	新築戸建	公園緑地課	9月17日			
	9:50	萩原町林野					敷地70坪	濃尾跨線橋下	10:00			
H1-3	9月2日	新築戸建		立看板	1	萩原町林野	新築戸建	公園緑地課	9月17日			
	10:30	萩原町林野					敷地70坪	濃尾跨線橋下	10:00			
H2-1	9月2日	パートナー紹介センター	058-278-0440	立看板	1	萩原南部（南江西）	男女会員募集中	公園緑地課	9月17日			
	11:00							濃尾跨線橋下	10:00			
H3-1	9月2日	パートナー紹介センター	058-278-0440	はり札	1	大和町東更屋敷	男女会員募集中	公園緑地課	9月17日			
	13:30							濃尾跨線橋下	10:00			
H3-2	9月2日	パートナー紹介センター	058-278-0440	立看板	1	大和町東更屋敷	男女会員募集中	公園緑地課	9月17日			
	14:00							濃尾跨線橋下	10:00			
			集計	はり紙			枚					
				はり札		1	枚					
				立看板		5	基					